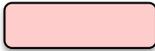


## 第6章 避難所集約期～撤収期編

集約期～撤収期では、ライフラインが回復し、徐々に避難者が減少していく状況において、地域の復旧・復興状況や、学校教育の再開とのバランスの中で、避難所の縮小・集約や閉鎖を行います。

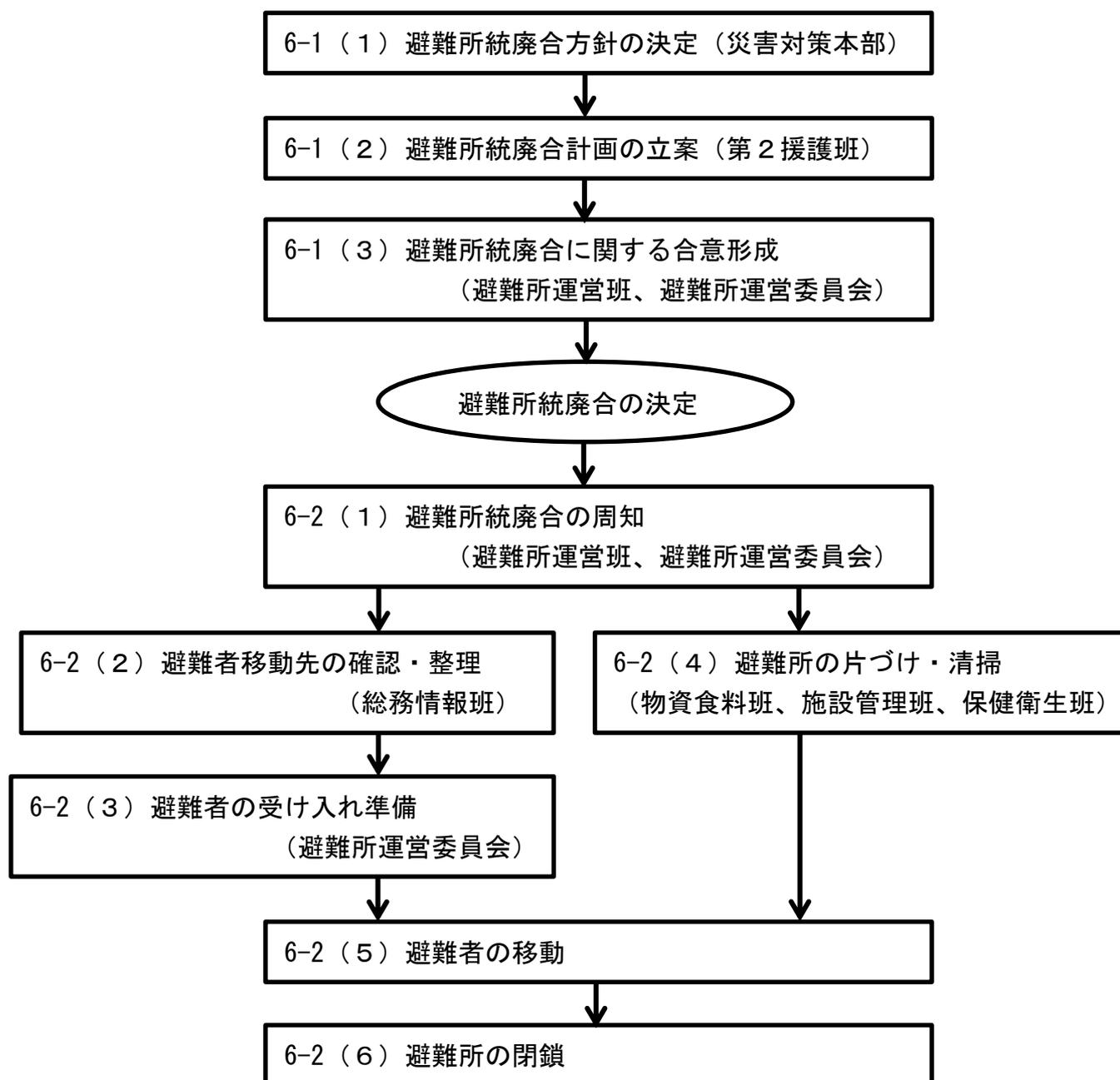
### <行動主体別の色の分類>

 ・・・全員で行うこと (または複数の主体で担当すること)	 ・・・主に施設管理者が行うこと (学校職員・施設職員等)
 ・・・主に避難者が行うこと	 ・・・主に宮古市職員が行うこと (避難所運営班)
 ・・・主に住民組織が行うこと (自主防災組織・自治会町内会等)	 ・・・主に市災害対策本部が行うこと

## 6-1. 災害対策本部による避難所の集約（統廃合）の検討・計画立案

- 避難所生活の長期化が想定される場合、避難所管理の効率化や、学校教育再開の観点等から、避難所の集約を行うことが望ましい。
- 集約に際しては、避難者に過度の負担をかけないように配慮する。

避難所統廃合における全体の流れは次の通りです。



### (1) 避難所統廃合方針の決定（災害対策本部）

- ① 避難生活の長期化が予想される場合、災害対策本部は、次の基本的な考え方に基づき、避難

所の統廃合の方針を決定します。

＜避難所統廃合に関する市の基本的な考え方＞

- ・大規模かつ長期化が予想される災害の場合、物資の安定的な供給や要望の集約のため、避難所の集約を行うことが望ましい。
- ・ライフラインの復旧や避難者数の動向を見ながら避難所の集約を進める。集約に際しては、指定避難所を中心とする他、（学校教育の早期再開の観点から）可能な範囲で学校以外の公共施設を候補とする。
- ・集約によって閉鎖する避難所に留まることについては、施設管理者が認めれば可能であるが、食料・物品の配給等については、集約後の避難所のみとし、できるだけ設備の整った指定避難所の利用するよう呼びかける。

なお、上記考え方にに基づき、2011年の東日本大震災では、発災約2週間(4/1)以降避難所の集約を進め、第1段階として42ヶ所の避難所を19ヶ所へと集約している。

② 災害対策本部における避難所統廃合の方針において、決定すべき事項は次の通りです。

- ・閉鎖する避難所
- ・存続する避難所
- ・統廃合を行う時期

## （2）避難所統廃合計画の立案（第2援護班）

- ① 市民生活部 第2援護班は、災害対策本部の方針決定を受け、具体的な避難所統廃合計画を立案します。
- ② 避難所統廃合計画の立案においては、必要に応じて、避難所運営班、避難所運営委員会、施設管理者にヒアリングを行い、避難所の現状に即した統廃合計画となるよう心掛けます。
- ③ 避難所統廃合計画の立案において決定すべき事項は次の通りです。
  - ・避難所統廃合の具体的なスケジュール
  - ・存続する避難所での受け入れスペースの確保
  - ・避難者の移動方法

## （3）避難所統廃合に関する合意形成（避難所運営班、避難所運営委員会）

- ① 避難所運営班（第2班）は、避難所統廃合計画に基づき、避難所運営委員会と協議を行い、避難所統廃合に関する避難者の合意を得ます。
- ② 円滑な避難所運営に避難所の統合は必要なことですが、避難者に移動や新しい環境への適応等の負担を強いることも確かなので、丁寧な説明と協議、避難者への配慮が必要です。そのため、事前に余裕を持って避難所運営委員会や避難者に対して周知・説明し、時間をかけて理解を得ることが大切になります。
- ③ 避難所運営班（第2班）は、避難所運営委員会との協議内容を第2援護班に報告し、避難所統廃合計画に反映します。

## 6-2. 避難所統廃合の実施

- 避難所運営委員会は、避難所統廃合の決定を受け、避難者への説明、各活動班への閉鎖に向けた指示を出します。
- 各活動班は、避難者移動先の確認、避難所の清掃等の閉鎖準備を行います。

### (1) 避難所統廃合の周知（避難所運営委員会）

- 避難所統廃合に関する市災害対策本部との合意に基づき、避難所の閉鎖時期や撤収準備等について、避難者に説明し、避難者の準備を促します。
- 各活動班に、避難所閉鎖のため、いつまでに何をするか計画作成を依頼します。
- 必要に応じて避難者を受け入れる避難所と協議を持ち、受け入れ方法・場所の調整を行い、避難者に周知します。

### (2) 避難者移動先の確認・整理（総務情報班）

- 避難所の総務情報班は、避難所閉鎖までに各避難者の避難所閉鎖後の移動先を確認・整理し、避難所運営班（第2班）に報告します。
- 避難者の移動先については、避難者の希望に沿うことを第一としますが、元の居住地やコミュニティに配慮します。
- 最後の退所者まで名簿の更新を行い、退所者の連絡先の把握に努めます。
- 避難所閉鎖に向け、使用した備品や設備を片付け、作成した日誌、名簿資料、広報資料などを避難所運営班に提出します。
- 避難所の集約・閉鎖に伴い、ボランティア支援の必要性が低くなった場合、ボランティア団体等の撤収のための調整・協議を行います。

### (3) 避難者の受け入れ準備（避難所運営委員会）

- 閉鎖避難所の避難者を受け入れる避難所の運営委員会では、避難者受け入れスペースの確保、避難所ルールの周知方法の確認など、避難者の受け入れ準備を行います。

### (4) 避難所の片づけ・清掃（物資食料班、施設管理班、保健衛生班）

- 閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の計画を作成します。
- 避難者の協力により、避難所として利用した施設内外の片付け、整理・整頓、掃除、ごみ処理を行います。
- 各活動班は、使用した備品や設備を整理し、未使用の食料・物資の在庫を把握し、作成資料とともに、避難所運営班に提出します。
- 避難所の片づけ、清掃は、避難者全員で行うことを基本としますが、大量の労力が必要な場

合には、避難所運営班、施設管理者と協議し、ボランティア支援や地域住民への協力を得て行います。

- 避難所の閉鎖は、原則として、避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで行います。大規模な清掃や復旧が必要となる等、避難所運営班、施設管理者による対応が困難な場合は、災害対策本部に対し、原状復旧に関する要請を行います。

## (5) 避難者の移動

- 避難所統廃合時の避難者の移動は、可能な範囲で避難者自身あるいは、避難者の相互扶助により行います。
- 避難者自身による移動が困難な場合は、避難所運営班を通じて、災害対策本部（総務部 契約班）に移動用車両の確保を依頼します。

## (6) 避難所の閉鎖

- 避難所運営委員会は、避難所運営班（第2班）、施設管理者職員の立ち合いのもとに施設の最終点検を行い、原状復旧が行えているかを確認した上で、避難所を閉鎖します。
- 避難所運営委員会は、避難所運営の各種記録、資料、未使用の食料・物資等を災害対策本部に、施設内の備品や設備を施設管理者に引継ぎ、避難所閉鎖の日に解散します。

